消費生活の心得

、知つ得情報 つこかったので、 今月から購読が始まったが、 前 の心得 28

景品 聞 の返還を求められ 読 中途 解約 を中. た

新

和談内容

後からの購読契約を結んだ。 新聞購読の勧誘を受け 商品券を受け 取り、 た。 勧 4 年

景品として渡した商品券を返さないと解約に 応じない」と言われた。どうしたらよいか。 なったので販売店に中途解約を申し込むと、 入院すること

が に契約しないようにしましょう。 間でしましょう。 まざまな理由から購読が難しくなる可 るの で、 契約は先を見通すことができる期 また、 景品につられて安易





消費生活講演会

21日(月)10時~11時30分 リージョンプラザ ところ

が上限額を超える景品に誘引されて契約を結

|競争規約||で定めています。しかし、

消費者

!業における景品類の提供の制限に関する公

景品の上限額は、新聞公正取引協議会が「新

によって解約条件を決めることになります。

由では解約できません。

販売店との

話し合い

費者側にも守る義務があるため、

購

読など期間の定めのある契

方的は、

消

な理

題 知れば安心!はっきり

「いけん!」と言える 消費者トラブル講座

師 落語家 林家染二さん

解約時の高額な景品の返還を巡り、

ラブルになる事例が少なくありません。

標

語

(中学3年生の作品

その人権

されるわけではありません。

新聞購読の契約では、

-途解約

 \mathcal{O}

申

販売店と

んだとしても、

直ちにその契約の効果が否

※希望者は直接、会場へ。

問い合わせ先 商工振興課

(**☎**0848·67·6072)



おい でよ

児童館(☎颐兼用0848・67・1123) 申し込み先

んでしまったりしたときは、すぐに消費生活不当な勧誘を受けたり、不本意な契約を結

センターに相談してください。

赤ちゃん集まれ

22日(火) き

10時30分~12時

内 助産師による育児相談など 容

保護者と 対 象

2~10カ月児

13組 定 員

用意する物 バスタオル

わいわいひろば

き 15日(火) ح

10時30分~11時30分

内 容 布絵本の読み語りなど

対 象 保護者と

0~5歳児

定員 30組 参加費 50円



親子ストレッチ

16日(水) き

①10時~10時45分

②11時~11時45分

保護者と①0歳児 対

②1~5歳児

各30組 定 員

リトミックランド(音楽表現)

き 18日(金)

①10時30分~11時

②11時15分~11時45分

保護者と①1歳児 対

②2~5歳児

各15組 定 員



ママチャレンジ

6月7日(木)

10時30分~11時45分

ところ 市民福祉会館5階

内 容 アスリートウオーキング講座

対 18歳未満の子の母親

員 定 20人

参加費 無料 ※託児あり。

用意する物 運動靴

親子でつくろう

①24日(木)②25日(金) 10時30分~11時30分

スタンプ遊び 内 容

対 保護者と①0~1歳児 ②2~5歳児

各20組 参加費 100円

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは5日(土)10時からです。 ※開館時間は10時~18時です。月曜日は休館日です。